

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験 検定料配慮の対象範囲等について

1. 背景

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験については、大学入試センターが運営する英語成績提供システムにおいて、一元的に成績情報を管理することとしています。

同システムの参加要件の一つに「経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること」があり、各試験実施主体が検定料配慮を行うにあたり、対象となる受検生の定義をここで示します。

2. 対象者の範囲

(1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の生徒（以下「高校等の生徒」という。）

高校2年生に該当する学年の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する生徒

(2) その他資格での申込者（既卒者や高卒認定試験出願者等を含む）

受検年度の前年度の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する生徒

3. 対象者の確認方法（※1）

(1) 高校等の生徒

- ① 生徒が、在籍する学校に「大学入試英語成績提供システム」で使用する共通IDの申請時に併せて、意思表示と証明書類（※2）の提出を行う。
- ② 各学校において、当該生徒が該当するか否かを確認・認定し、共通IDの申請書類と併せて認定書類をセンターに郵送する。
- ③ センターが学校に申込みの結果を連絡する。

(2) その他資格での申込者

- ① 個人がセンターに、「大学入試英語成績提供システム」で使用する共通IDの申請時に併せて、意思表示と証明書類（※2）の提出（郵送）を行う。
- ② センターが、当該申込者が該当するか否かを確認する。
- ③ センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡する

※1 具体的な手続き期限の日時、必要書類等は大学入試センターが作成する手引き等を参照すること。

※2 以下の(i)～(iii)のいずれか

(i) 生活保護(生業扶助)世帯:生活保護の受給証明書

(ii) 住民税所得割非課税世帯:住民税決定通知書、住民税納税通知書、課税(非課税)証明書

(iii) 文部科学省「高校生等奨学給付金」受給者:奨学給付金支給決定通知書の写し

4. 申請時期及び対象者の確定時期・有効期間

(1) 高校等の生徒

申請時期及び対象者の確定時期については、共通IDの申請・交付時期に合わせることにし、申請時期は2年次の11月頃、確定時期は2年次の1月頃を予定している。ただし、その後家計が急変し上記の対象者の要件を満たすこととなった場合、対象に追加する。

有効期間は共通IDの有効期間に合わせて2年とする。

(2) その他資格での申込者

申請時期及び対象者の確定時期については、共通IDの申請・交付時期に合わせることにし、申請時期は受検前年度の11月頃、確定時期は受検前年度の1月頃を予定している。ただし、その後家計が急変し上記の対象者の要件を満たすこととなった場合、対象に追加する。

有効期間は共通IDの有効期間に合わせて2年とする。